

札幌市砂利採取場立入検査実施要領

(平成 27 年 4 月 1 日制定)

1 目的

この要領は、砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号。以下「法」という。）第 34 条第 3 項及び札幌市砂利採取計画認可要綱（以下「要綱」という。）第 13 条に基づく立入検査の実施に関し、必要な事項を定めることにより、事務の適正な執行を図ることを目的とする。

2 検査の実施

- (1) 要綱第 13 条第 1 項の立入検査にあたっては、別表 1 又は別表 2 に掲げる各項目について確認する。
- (2) 要綱第 13 条第 2 項各号の立入検査にあたっては、災害防止措置の状況等について確認する。

3 検査の報告

立入検査を行った職員は、速やかにその結果を報告すること。

4 法違反者又は災害防止に係る措置

立入検査を行った職員は、法に抵触する事実を発見したとき又は災害の防止のため緊急の必要があると認められるときは、当該砂利採取業者に対して必要な措置をとるよう指示することができる。

別表 1

	検査項目（砂利採取）	
表土の除去	表土のたい積場所は適切か（たい積場所・保安距離の確保等）	
	たい積表土の管理は適切か（崩壊・流出のおそれ及び防止対策等）	
掘削方法	保安距離の確保は適切か	
	こう配・掘削深を示す丁張等の標示は適切か	
	最大掘削深は適切か	
	掘削こう配は適切か	
湧水の処理	湧水の処理（沈殿池以外の場合）は適切か	
	沈殿池	設置場所及び容量は適切か
		汚濁水の場外流出はないか
		のり面等の状況（崩落の有無等）は適切か
	危険防止柵の設置状況は適切か	
運搬	採取砂利のたい積管理状況は適切か（たい積場所・崩壊防止措置等）	
	運搬道路の粉じん汚損対策は適切か（散水及び搬出入口等の清掃等）	
	採取砂利の水切り対策は適切か	
その他	採取計画の進ちょく状況は適切か	
	採取区域の囲い柵等の設置は適切か（採取区域の明示及び災害防止のため）	
	重機、施設設備等は計画どおりのものか	
	法定標識の設置は適切か	
	帳簿の記載は適切か（2年間の保存義務あり）	
	業務主任者の監督状況は適切か	

別表2

	検査項目（砂利洗浄）
洗 淨 ・ 破 碎	洗浄・破碎設備の設置状況は適切か（設置場所・機械の種類等）
	洗浄・破碎設備の管理は適切か（騒音・振動・粉じん・飛砂対策等）
汚 濁 水 等 の 処 理	汚濁水処理設備（シックナー等）の設置・管理状況は適切か
	沈殿池の設置状況は適切か（設置場所・数・形状容量等）
	沈殿池の管理状況は適切か（しゅんせつの実施、汚濁水流出の有無及び防止対策、崩壊箇所の有無及び防止対策）
	沈殿池の危険防止柵設置状況は適切か
	ヘドロの処理方法は適切か（たい積場所及びたい積方法、降雨時等の流出防止対策、乾燥時の飛散防止対策）
運 搬	洗浄砂利のたい積管理方法は適切か（たい積場所・たい積方法、崩壊・流出防止対策、飛散防止対策）
	洗浄砂利の水切り方法及び水処理は適切か（水たれ運搬の防止、水切り水の処理）
	運搬道路の粉じん汚損対策は適切か（散水及び搬出入口等の清掃等）
そ の 他	洗浄区域の囲い柵等の設置状況は適切か（洗浄区域の明示及び災害防止のため）
	重機、施設設備は計画どおりのものか
	法定標識の設置は適切か
	帳簿の記載は適切か（2年間の保存義務あり）
	業務主任者の監督状況は適切か